

国土利用計画(北海道計画・第5次)素案(案)の概要

1 道土の利用に関する基本構想

土地利用をめぐる基本的条件の変化

- | | | |
|-----------------|-----------------------|-------------|
| ○人口減少に伴う土地利用の縮小 | ○人口減少に伴う自然環境への開発圧力の減少 | ○相次ぐ自然災害の発生 |
|-----------------|-----------------------|-------------|

取り組むべき課題

- | | | |
|--|--|---|
| ○人口減少による道土管理水準等の低下
<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地の空洞化 ・低・未利用地や空き家の増加 ・農地の荒廃、管理水準の低下 ・長期間放置されている森林の存在 | ○自然環境と美しい景観等の悪化
<ul style="list-style-type: none"> ・土地への働きかけの減少による自然環境や景観の悪化 ・気候変動に伴う自然環境の悪化や生物多様性の損失 ・野生鳥獣被害の深刻化、侵略的外来種の定着・拡大 | ○災害に対して脆弱な道土
<ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震の切迫 ・水害、土砂災害の頻発化・激甚化の懸念 ・急がれる安全性を優先する土地利用への転換 |
|--|--|---|

道土利用の基本方針

- | | | |
|--|--|---|
| ○適切な道土管理を実現する土地利用
<ul style="list-style-type: none"> ・都市機能や居住の中心部や生活拠点への集約化 ・郊外部への市街地の無秩序な拡大抑制 ・低・未利用地や空き家の有効活用 ・優良農地の確保や農業の担い手への農地の集積・集約化 ・森林の整備・保全 | ○自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する土地利用
<ul style="list-style-type: none"> ・森・里・川・海の連環による生態系ネットワークの形成 ・生物多様性及び生態系サービスの保全と持続可能な利用 ・自然環境の有する多様な機能を積極的に活用したグリーンインフラの取組の推進 ・野生鳥獣被害対策や外来種対策の推進 ・水資源の保全と水源周辺における適正な土地利用の確保 | ○安全・安心を実現する土地利用
<ul style="list-style-type: none"> ・災害リスクの把握・周知 ・災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限 ・要配慮者利用施設や公共施設等の災害リスクの低い地域への立地促進による安全な地域への居住の誘導 ・諸機能の分散配置やバックアップの推進 ・ライフラインの多重性・代替性の確保 |
|--|--|---|

地域類型別の土地利用の基本方向

- | | | |
|---|---|---|
| ○都市
<ul style="list-style-type: none"> ・都市機能や居住の中心部や生活拠点への集約化 ・災害リスクの高い地域への都市化の抑制、都市機能の安全な地域への集約 ・既存の低・未利用地の再利用、農林業的土地利用等からの転換抑制 ・諸機能の分散配置やバックアップの整備 ・ライフラインの多重性・代替性の確保 | ○農山漁村
<ul style="list-style-type: none"> ・農業の担い手への農地の集積・集約化や農地の良好な管理 ・森林資源の循環利用や森林の適切な整備・保全 ・良好な道土管理の継続、美しい景観の保全・創出 | ○自然維持地域
<ul style="list-style-type: none"> ・野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性の確保 ・野生鳥獣被害対策や外来種対策の推進 ・エコツーリズムなど自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての利用の推進 |
|---|---|---|

利用区別の土地利用の基本方向

○農地

- ・優良農地の確保
- ・荒廃農地の発生抑制・再生・有効利用
- ・農地の大区画化や農地中間管理機構の活用による農地の集積・集約化
- ・環境と調和した持続的な農業の推進
- ・農業の有する多面的機能の発揮

○森林

- ・適切な森林の整備・保全
- ・道産材の利用拡大を通じた森林資源の循環利用
- ・都市周辺の森林の保全・整備、農山漁村周辺の森林の適正な利用、自然環境の保全を図るべき森林の維持・管理

○住宅地

- ・住宅ストックの質の向上、望ましい居住水準と良好な居住環境の形成
- ・低・未利用地や空き家の有効活用
- ・自然的土地利用等からの転換抑制

○原野等 ○水面・河川・水路 ○道路 ○工業用地 ○その他の宅地
○その他(公用・公共用施設の用地) ○レクリエーション用地 ○その他(低・未利用地)
○その他(沿岸域)

2 道土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

- 計画の目標年次
平成37年

- 目標年次における人口・世帯数
人口：496万人
世帯数：232万世帯

- 利用区分
農地、森林、原野等、水面・河川・水路、道路、宅地(住宅地・工業用地・その他の宅地)、その他、北方領土

- 規模の目標
農地や森林等の利用区分ごとに目標年次における規模の目標(面積)を想定(別紙のとおり)

- 地域別の概要
道央広域、道南、道北、オホーツク、十勝、釧路・根室の各連携地域について、目標年次における利用区分ごとの規模の目標(面積)等を記述

3 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

- (1) 土地利用関連法制等の適切な運用
- (2) 道土の保全と安全性の確保
- (3) 持続可能な道土の管理
- (4) 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保
- (5) 土地の有効利用の促進
- (6) 土地利用転換の適正化
- (7) 国土に関する調査の推進
- (8) 北方領土対策の推進
- (9) 計画の効果的な推進

(別 紙)

【表 道土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標】

(単位：km²、%)

区 分	平成 26 年	平成 37 年	構 成 比	
			平成 26 年	平成 37 年
農 地	11,481	11,418	14.6	14.6
森 林	55,482	55,482	70.7	70.7
原 野 等	2,073	2,031	2.6	2.6
水面・河川・水路	2,607	2,645	3.3	3.4
道 路	1,966	2,049	2.5	2.6
宅 地	1,240	1,240	1.6	1.6
(住 宅 地)	(607)	(607)	(0.8)	(0.8)
(工 業 用 地)	(66)	(66)	(0.1)	(0.1)
(その他の宅地)	(566)	(566)	(0.7)	(0.7)
そ の 他	3,572	3,556	4.5	4.5
計	78,421	78,421	100.0	100.0
北 方 領 土	5,003	5,003	—	—
合 計	83,424	83,424	—	—
市 街 地	799	799	—	—

(注) 1 道路は、一般道路並びに農道及び林道である。

2 市街地は、「国勢調査」の定義による人口集中地区である。

平成 26 年欄の市街地面積は、平成 22 年の国勢調査による人口集中地区の面積である。